

## ロシアに対しウクライナ侵略を直ちに中止し撤退を求める決議

2月24日、ロシアは一方的に「独立」承認した東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、首都キエフをはじめ、ウクライナ各地を攻撃している。これは主権尊重・領土保全・武力行使の禁止をうたった国連憲章を踏みにじる侵略行為にほかならず、ウクライナ国民が有する戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を侵害するものである。

プーチン大統領は、今回の軍事行動はウクライナ東部地域の「要請」を受けたもので、国連憲章第51条の集団的自衛だとしている。

しかし、自分たちが一方的に「独立」を認めたドネツク人民共和国及びルガンスク人民共和国との集団的自衛などそもそもありえず、ロシアの言い分は国際法上全く根拠のない暴論である。

また、プーチン大統領は、この間「（ロシアは）世界で最も有力な核保有国の一つだ」と核保有を誇示し、「外部からの邪魔を試みようとするものは歴史上で類を見ないほど大きな結果に直面するだろう」と核兵器の先制使用をも示唆し、世界を威嚇している。このロシアの態度は唯一の戦争被爆国日本の国民である私たちとしては到底認めることができない。

このような武力行使や威嚇を認めれば、世界の人々が長年にわたってつくり上げてきた平和の秩序は一瞬にして崩れ去り、世界は19世紀までの弱肉強食がまかり通る時代に逆戻りしてしまいかねない。

国連緊急会合はロシア非難決議案を圧倒的多数の賛成で決議し、ロシアを含めた世界各国で反戦デモが広がっている。ロシア政府はその声に耳を傾けるべきである。本市議会は改めてウクライナ及びウクライナ国民とともにあることを表明する。

よって、本市議会はロシアの暴挙に怒りをもって糾弾するとともに、直ちにウクライナから撤退するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

池田市議会